

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました平成29年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。  
10番 熊木 恵子議員、2番 川幡 宗宏議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は5月11日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月11日、本日1日限りと決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成29年2月分及び3月分の例月出納検査結果報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
- 日程4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度南幌町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第27号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成28年度南幌町一般会計補正予算(第6号)であり、歳入では地方消費税交付金及び特別交付税の最終確定に伴う精査、歳出では高齢者在宅支援事業及び町道除排雪事業経費の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,209万2,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。副町長。  
副町長 それでは、議案第27号 専決処分書の平成28年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の説明を行います。始めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額36万1,000円の追加です。財産管理経費で、ふるさと応援基金積立金を追加するもので、平成28年度寄附金額の確定によるものです。実績につきましては、別途配布しております資料をごらんください。寄附件数8,268件、寄附金額9,636万300円で、前年度より3,263万8,300円の増となったところでございます。なお、寄附指定事業、謝礼品内訳は記載のとおりとなっておりますので、参考としていただきたいと思えます。予算書に戻ります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額2万4,000円の追加です。戸籍住民経費で確定によるものです。

3款民生費1項3目老人福祉費、補正額226万9,000円の減額です。高齢者在宅支援事業で、それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,553万4,000円の減額です。町道除排雪事業で、それぞれ確定によるものです。なお、資料として町道除排雪業務の実績を表にまとめ配布しておりますので、内容の説明は行いませんが参考としていただきたいと思えます。次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額404万円の追加です。2項1目自動車重量譲与税、補正額511万円の追加です。6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額2,025万7,000円の減額です。

8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額490万2,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額3,351万円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより特別交付税の交付総額は3億5,351万円となったところでございます。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額18万円の追加です。3月末に退職された職員6名の方からいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金補正額36万円の追加です。確定によるものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額4,299万4,000円の減額です。財源調整を行うもので、これにより平成28年度末基金残高は10億2,787万7,000円となります。

5目ふるさと応援基金繰入金、補正額226万9,000円の減額です。財源充当しておりました歳出事業費の減額により精査するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,741万8,000円を減額し、補正後の総額を54億1,209万2,000円とするものでございます。以上で議案第27号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度南幌町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を御説明いたします。地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分して公布したところがあります。本日の議会臨時会で報告し、承認を求めるものでございます。今回の地方税法の一部改正で、町税に関する主な改正点でございますが、個人、法人の町民税では、事業所得、配当所得、長期譲渡所得などに係る課税の特例等に関する規定の整備、固定資産税では課税標準の特例に関する規定の整備、震災等に関する特例規定の整備、軽自動車税では、税率の特例等の規定の整備、その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容でございます。

それでは、別途配布しました議案第28号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

最初に条例本則の改正について御説明いたします。1ページの第33条は所得割の課税標準に関する規定で、第4項は、特定配当等の申告についての規定、次ページにまいります。第6項は特定株式等譲渡所得金額の申告についての規定であり、どちらも所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税決定できるところを明確化する規定の整備でございます。

続きまして、第34条の9は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、第33条の改正に伴う規定の整備でございます。3ページにまいります。

第48条は法人の町民税の申告納付に関する規定です。

続きまして、5ページ下段から6ページの第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續に関する規定で、どちらも延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定の引用条項等の整備でございます。続きまして、7ページにまいります。

第61条は固定資産税の課税標準に関する規定で、震災等により滅失等をした償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備でございます。

続きまして、第61条の2は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合に関する規定で、ここでは保育の受け皿整備の促進のため、保育施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を規定するものでございます。第1項は、家庭的保育事業の認可を得た施設、第2項は、居宅訪問型保育事業の認可を得た施設、第3項は、事業所内保育事業、利用定員5人以下に限るもので、それぞれの認可を得た施設でございます。特例割合につきましては、固定資産評価額の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で、市町村の条例で定めるものがございます。本町では、子ども・子育て支援サービスの充実を目指す観点から、条例で定める特例割合を、最大減額となる3分の1と規定するものがございます。なお、現時点では対象施設はございませんが、この度の改正に伴い整備するものがございます。

続きまして、第63条の2は、施行規則第15条の3、第3項並びに第15条の3の2、第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出に関する規定で、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る固定資産税額の按分方法について、補正方法の申出の規定の整備でございます。続きまして、8ページと9ページでございます。

第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の按分の申し出に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の供用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いとする規定の整備でございます。続きまして、9ページ下段から10ページでございます。

第74条の2は、被災住宅用地の申告に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定の整備でございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、特例適用期限を3年間延長するため、年度表記を改めるものがございます。11ページでございます。

第10条は読替規定で引用条項の整備でございます。続きまして、第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の課税標準の特例措置でございます。第5項は法改正に伴う引用条項の整備でございます。第6項は期間終了による特例の廃止で、新たに第6項として、法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とすると規定するものがございます。第6項は、保育の受け皿整備の促進のため保育施設に係る

特例措置を規定するものでございます。対象は、企業主導型保育事業で、児童福祉法の認可外施設のうち事業主の雇用する労働者の乳児・幼児の保育を行う設置者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、子ども・子育て支援法に基づく国庫補助を受けた保育施設でございます。特例割合につきましては、先ほど御説明しました、第62条の2と同様に3分の1と規定するものでございます。なお、こちらも現時点では対象施設はございませんが、この度の改正に伴い整備するものでございます。続きまして、11ページ下段から12ページでございます。

第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、耐震改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額規定でございます。第2項から13ページの第8項までは、引用条項等の整備、14ページの第9項から15ページの第11項までは減額申請の申告書に関する規定の整備でございます。

続きまして、15ページ下段の第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例についての適用期限を2年間延長する規定の整備でございます。16ページでございます。

第5項から第7項は特例対象車両の規定で、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた場合について、当該車両番号指定の翌年度に特例措置を講じると規定するものでございます。続きまして、17ページでございます。

第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定で、自動車メーカーが燃費性能において不正行為が生じた場合の特例規定を追加するものでございます。続きまして、18ページでございます。

第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税決定できることを明確化とする規定の整備でございます。続きまして、下段から19ページでございます。

第17条の2は、優良宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、特例適用期限を3年間延長するため、年度表記等を改めるものでございます。続きまして、19ページ下段でございます。

第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、20ページにまいります。下段の第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、どちらも所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税決定できることを、明確化とする規定の整備でございます。続きまして、22ページ、改正附則でございます。

第1条は施行期日を規定するものでございます。

第2条は町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

第3条は固定資産税に関する経過措置を規定するものでございま

す。23ページでございます。

第4条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。24ページでございます。

第5条は、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、平成29年第1回定例議会で改正の第2条による、町税条例の一部を改正するものでございます。

附則第16条の表中の改正で、軽自動車税のグリーン化特例に関する文言の整備でございます。以上で、議案第28号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第29号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

住民課長 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を御説明いたします。

本改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、4月1日施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分し、公布したところでございます。本臨時議会において報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると、応益割である平等割と均等割について、7割、5割、2割の軽減措置が受けられます。このたびの改正では、減額の対象となる所得の基準について、平成28年度に引き続き、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでござい

ます。別途配布しました議案第29号資料「南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。右が改正前、左が改正後でございます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

1ページでございます。第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。第2号は、5割軽減の基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、5割軽減の対象世帯数は157世帯で、改正前と比較しまして3世帯の増となる見込みでございます。続きまして、第3号は、2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、2割軽減の対象世帯数は120世帯で、改正前と比較しまして1世帯の増となる見込みでございます。

最後に附則でございます。2ページにまいります。第1項は、この条例の施行期日の規定です。平成29年4月1日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第29号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認することに決定いたしました。

●日程7 議案第30号「財産の処分や取得について（除雪トラック購入）」を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第30号「財産の取得につきましては、除雪トラックの購入にあたり、過日入札を執行したところで、契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第30号「財産の取得について御説明申し上げます。1 契約の目的、除雪トラック購入。2 取得する物件、名称、除雪トラック、規格、7トン級、4×4、S・G、数量、1台。3 契約の方法、

指名競争入札。4契約金額、金2,948万4,000円也(内消費税及び地方消費税の額218万4,000円)。5契約の相手方、札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号、UDトラックス北海道株式会社札幌東支店、支店長 中居 清美。本件につきましては、去る4月24日、指名業者5社のうち1社の辞退による4社で入札を執行しており、1回目での落札でございます。落札率は96.5%となっております。参考といたしまして、納期、契約締結日より平成29年11月10日まで。以上で議案第30号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第30号 財産の取得について(除雪トラック購入)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時00分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_